

印鑑登録（代理）



【登録できる印鑑の基準】

- 大きさ：一辺が8mm～25mmの正方形に収まるもの
- 刻印：住民基本台帳に登録されている氏名、氏、もしくは名を表しているもの
- 材質：ゴム印など変形しやすい素材は登録できません
※外国人は、登録されている通称名や漢字併記名・カタカナ併記名を表しているものも可能ですが、あらかじめ問い合わせて確認してください。

【印鑑登録ができる人】

- 15歳以上の人

【本人確認方法】

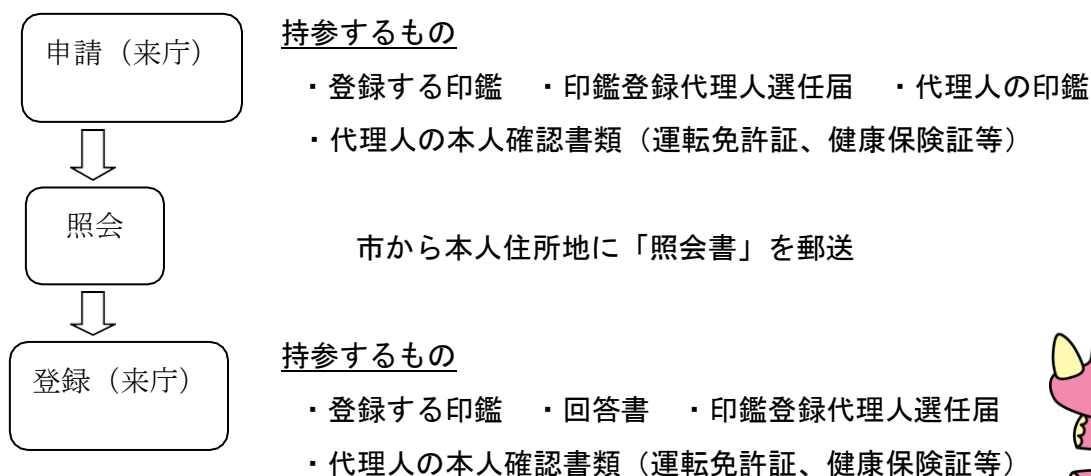
代理人が受付窓口に来た場合は、本人の住所地に「照会書」を郵送しますので、決められた期日までに本人が署名・押印した「回答書」と、代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）を受付窓口を持参して確認します。

※回答期日までに回答書を持参されない場合は、無効となります。

※期日は照会書をご覧ください。

【申請方法】

照会申請 ※当日は申請のみで登録はできません。登録には数日を要します。



印鑑登録代理人選任届

(代理人) ※頼まれる人

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1 印鑑の登録申請について

私に係る 2 回答書の提出及び印鑑登録証の受領について

3 印鑑の登録廃止の提出について

(該当する番号に○をしてください。)

上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(本人) ※頼む人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

連絡先 _____ ※日中連絡が取れる電話番号

印 西 市 長 宛

※すべて本人(頼む人)がご記入ください。